

午後2時00分 開会

【中村委員長】 自民党・新政クラブの古木委員、虹の会の石田委員から、欠席の申し出があったので報告する。古木委員は委員長一任とのことである。

本日の日程に入る前に、確認したい点がある。事務局に説明を願う。

【事務局次長】 今後の協議について、議長から指示があったのでお伝えしたい。たとえ、本委員会で合意に至った事項であっても、市側との調整が必要な事項については、その調整が整うことが条件であり、その後に決定、実施の流れとなる考え方である。以前にも伝えたが、議長から委員に確認の意図も含めて再度伝えてほしいとのことである。

【中村委員長】 事務局の説明について何かあるか。

全 員 了 承

## 1 協議事項について

【中村委員長】 事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 本日、第9回の委員会では、以前に配付した協議事項一覧表の番号30、31、32、33の4件を本日の日程（1）から（4）としてご協議いただく。（1）、（4）は明るいみらい大和から、（2）は自民党・新政クラブから、（3）は日本共産党からの提案である。

（1） 予算・決算特別委員会設置の検討開始

（2） 予算・決算は、別に特別委員会を設けて行う

【中村委員長】 （1） 予算・決算特別委員会設置の検討開始と（2） 予算・決算は、別に特別委員会を設けて行う、はいずれも予算・決算特別委員会に関する内容であるが、（1）は検討の開始、（2）は行うという内容なので、まったく同じ内容というわけではないと思われる。本件について意見等はあるか。

【小田委員】 予算、決算の審査は市税の使い道に関することであり、最重要課題である点は共通の理解であると思う。また、予算委員会、決算委員会を特別に設置することにより、審査の充実を図ることができる。全国市議会議長会の平成26年から1年間の調査では、市議会の予算委員会の設置割合は47.5%、決算委員会は70.8%である。法的拘束力はないが、予算に関してはそもそも分割して審査すべきでないということが、昭和29年に行政実例として示されている。予算は不可分であって、委員会としての最終的審査は一つの委員会において行うべく、2つ以上の委員会で分割審査すべきものではない、議案不可分原則ということである。そのような意味でも、予算決算委員会の設置が望ましいと考える。

【中村委員長】 協議の途中であるが、報告する。虹の会の大波議員より連絡があり、石田委員の代理として出席するとのことであるので、よろしくお

願いたい。

【山田副委員長】 予算、決算の審査の重要性については同じ認識を持っている。現在の分割付託での審査と、予算決算委員会を設置しての審査のどちらがより充実するかを明らかにしていくとよいと思う。予算決算委員会を設置しての審査を否定するものではないが、現在の分割付託での審査のほうがより細かく審査できると考えている。予算決算委員会設置の場合、時間が限られ、各会派の持ち時間が決まり、各会派が重要だと思ふ施策についての審査を行わざるを得ないと思う。また、本市では委員外議員の出席、発言が可能であり、各常任委員会の委員ではない議員が意見を言えないという状況ではない。分割付託での審査と、予算決算委員会を設置しての審査のメリット、デメリットを明らかにしなければ決断が難しい。

【小田委員】 やり方次第だと考える。現状の常任委員会も終了時間を決定せずに行っているが、予算決算委員会も同様の方法をとるなどの工夫はできる。また、予算決算委員会設置のデメリットとして、現状は分割付託により、全ての議員が予算、決算の審査に加わることが義務付けられているが、委員会設置の場合は審査に加わらない議員も出てくることが考えられる。ただし、それもやり方次第であり、工夫はできると思う。また、自民党・新政クラブは、委員外議員は発言を控えるべきであるという立場ではあるが、現状は委員外議員の出席、発言も可能である。

【中村委員長】 神奈川県内でも予算委員会を設置していたり、委員会の設置ではないが審査を別に行っている市もある。また、全議員が予算委員会の議員となり、1週間かけて審査を行う市もあり、やり方はさまざまである。現状の分割付託で、他の議案も含めて1日間での審査では、終了時間が遅くなったり、審査の際に時間を気にしてしまうこともある。予算、決算をしっかりと審査する意味で、予算決算委員会の設置にもメリットがあると思う。

明るいまらい大和の予算・決算特別委員会設置の検討開始については、設置を前提としての検討か、設置するしないを含めての検討か。

【赤嶺委員】 設置するしないを含めて、現在行っているような議論を本委員会で行うか、別の新たな場を設けて行うかということである。

【中村委員長】 設置するしないを含めて検討するということでよいか。

【赤嶺委員】 設置の是非も含めて検討が必要だと思う。メリット、デメリット、本市議会にふさわしい方法を見きわめて合意形成を図る必要があると思う。

【高久委員】 現在本市議会では分割付託をしており、全議員が審査にかかわることができる。予算決算委員会の設置となると、かかわらない議員が出る可能性がある。現状の分割付託に不都合は感じていない。また、予算決算委員会の委員となった場合の負担が気付きである。現状は所属の一委員会について勉強していたが、予算決算委員会となれば、その範囲が全委員会分になる。議案の勉強時間を考えると、本件は市側からの議案資料の配付時期なども含めて検討する必要があると思う。

【中村委員長】 高久委員の発言の後半部分、議案資料の配付時期については本日 2 つ目の協議内容であるため、本件の後に協議したい。

【山崎委員】 高久委員の意見に同意する。予算決算委員会を設置する場合、全議員が委員となるほうが見識も深まりよいと思う。ただ、現状の分割付託での審査で、所属委員会の分野についての勉強をするにも時間がかかり、それが 4 倍になると現在の議案資料の配付時期では、時間が足りないと思う。本件は市側も巻き込んだ変革が必要だと思う。

【小田委員】 予算委員会設置のメリット、デメリットについて、事務局の意見を伺いたい。

【事務局次長】 議案不可分の原則は小田委員の発言のとおりであり、予算決算委員会の設置で行政実例に示された原則に沿うことができる。ただ、デメリットとして、協議のとおり、委員に選任された議員の負担がふえることは明らかである。また、分割付託のメリットは、全議員が予算、決算の議案審査に参加できる点である。行政実例が示されていながらも、他市でも分割付託が行われているのは、それなりのメリットがあつてのことであると考えている。

【中村委員長】 予算決算委員会を設けているところでも、実際には分科会を設け、実質的には分割付託と変わらないような形で行われているところもあるため、さまざまな方法があると思う。

【山崎委員】 予算決算委員会を設置し、全議員がかかわるとなると、一つの議案に多くの時間がかかると思うがどうか。

【中村委員長】 通告制、持ち時間制にすることも可能である。

【青木委員】 予算決算委員会を設置し、委員を全議員と定めなかった場合、委員外議員の出席の可能性がある。委員外議員の発言についての合意事項を事務局に伺う。

【事務局次長】 平成 23 年 6 月の議会運営委員会で、「同じ会派に委員がいる場合は、その委員に全権委任をした形で会派の意見を発言してもらい、委員外議員の発言は極力行わない。委員がいない委員会でも極力簡潔に発言をする」と合意されている。背景として、東日本大震災後の電力不足により、会議時間が深夜まで及ぶことは望ましくないということがあり、申し合わせをした。

【青木委員】 委員会の設置に当たっては、委員外議員についても、持ち時間制を導入することを検討したほうがよいと思う。

【中村委員長】 綾瀬市議会では委員外議員の委員会での発言を認めていないかわりに、本会議で発言ができる。

【山崎委員】 通告制とすることで、審査の際に緊張感が薄れてしまう可能性を懸念する。

【中村委員長】 通告制とすることで、調べればわかる内容についての質疑が減り、質疑の質が上がるということも考えられる。通告制についても、メリット、デメリットがあると思う。

【赤嶺委員】 内容については、本委員会で協議をする場合、多くの時間を割かなければならないため、新たに別の組織を設けて時間をかけて検討すべきと考える。本委員会では予算決算委員会設置を検討する組織の設置についての合意にとどめるべきではないか。

【中村委員長】 新たな組織の設置となると、その設置に時間がかかってしまうことが懸念される。本件は議会運営に関することであるため、議会運営委員会で協議を行うことになるかと考える。まずは必要性を感じた会派が具体的な内容を作成し、議会運営委員会へ提案することを合意事項としたいかがか。

## 全 員 了 承

【中村委員長】 では、予算決算委員会設置の必要性を感じた会派は内容をまとめて、議会運営委員会に提出するよう願う。

(3) 予算・決算資料の早期配付

(4) 予算決算資料の早期配布（事務事業評価等）

【中村委員長】 (3) 予算・決算資料の早期配付と (4) 予算決算資料の早期配布（事務事業評価等）はいずれも予算・決算資料の早期配付についての提案である。本件について意見等はあるか。

【山崎委員】 議員は資料配付の時期が早いに越したことはないので、引き続き早期配付を求めていきたい。

【高久委員】 配付時期を現状より早めることが可能か否かについて、事務局に説明願う。

【事務局次長】 資料の内容が明確でないと感じる。議案としての予算書、決算書については、現在の定例会告示日である本会議1週間前が最も早く、他市も同様であると思う。その他事務事業評価の公開時期等は市によって判断は異なるかもしれないが、全庁的作業を経て公開する点は同じであり、現在と似たような時期、夏季にならざるを得ないと考える。また、施政方針に関しては各市で異なると思う。

【小田委員】 議会運営委員会の開催を早めることは可能か。

【事務局次長】 地方自治法に、「招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては七日、町村にあつては三日までにこれを告示しなければならない」とある。議会運営委員会の開催を早めることは理論的には可能であると思うが、資料の配付については、庁内的なスピードアップの結果として現在の時期となっている点から考えると、地方自治法に7日前までにという文言が出ていることもあり、本会議初日7日前という現状から早めることは難しいと思う。

【青木委員】 本市の場合、委員会後に一般質問という流れであるが、一般質問後に委員会を行う議会もあると思う。事務局でその割合を把握しているか。

【事務局次長】 割合については把握していない。本市議会でも昭和 58 年第 3 回定例会までは一般質問後に委員会を行っていた。

【青木委員】 一般質問後に委員会を行うことも可能ということか。

【中村委員長】 そのとおりである。ただし、一般質問後に委員会を行うとなれば、本会議初日後すぐに一般質問を行うため、通告の時期が早まる。議会開会前からさまざまな準備を始める必要が出てくるということである。

【山崎委員】 協議で、市側が資料の配付時期を早めるのは無理があるとはわかった。委員会と一般質問の日程の変更のほうが、実施できる可能性が高く、予算、決算についてよりよい勉強ができると思う。一般質問についての準備を早めることは可能であると思う。

【中村委員長】 一般質問後に委員会を行う場合、委員会審査から最終日までの期間が短くなる。現在は委員長報告等の作成も事務局に補佐してもらっている部分が多いが、日程を変更すれば、委員長自ら会議録に線を引き、その会議録を読むという方法で委員長報告を行う必要が出てくる可能性なども考えられる。先の予算決算委員会の件もそうであるが、本市議会での定例会の日程そのものを大きく変更する必要があるかもしれない。単純に資料の配付時期を早めるということでは協議できないと思う。

【小田委員】 資料の配付時期は早めてほしい。日程を変更するほうが市側としての負担が大きいことも考えられる。

【赤嶺委員】 予算決算資料の配付についてのこれまでの協議の経緯を事務局に確認したい。

【中村委員長】 どのような経緯で現状の 7 日前に配付が行われているかということの確認か。

【赤嶺委員】 本件について過去の議会改革を検討する組織の中で、どのような議論があり、どのような結論が出されて、現在に至っているのかということである。

【事務局次長】 確認して、報告する。

【小田委員】 予算書、決算書は製本されて配付されている。PDF 等、別の形態では配付可能であるか。

【議事担当係長】 製本するまでのものは作業中であり、未完ということであるため、難しいと考える。

【中村委員長】 印刷されていても、製本までは原稿の差しかえの可能性があるため、配付が難しいということか。

【議事担当係長】 市側は現在の 7 日前の配付に間に合わせるため、配付間際まで作業を続けている。そのため、現在の配付時期が最速であるということである。

【赤嶺委員】 現在の配付時期が最速であるということは、これ以上市側に早期配付を求めても不可能であるということである。各会派では議案関係資料の配付から委員会審査までの時間的余裕が十分にあると考えているか。

【大波議員】 配付後から委員会審査までの期間を定例会全体の中で考えて

ほしい。

【赤嶺委員】 賛否の決断をし、委員会審査に望むには、時間的な余裕があったほうが望ましいが、現状が最速、最短ということであれば、仕方がない。その状況をどう変更できるかを考えていかなければならず、現状が本当に最速であるかを検討するよう市側に要望することが前向きな判断であると思う。

【中村委員長】 過去に、議会から市側に資料の早期配付を要望したことはあるか。

【事務局次長】 施政方針についてはあるが、予算・決算を含む議案書関係については、告示日に議案を案として議会運営委員会に提出するのがどの市においても標準の方法である。赤嶺委員からの、本件について議会改革の中で、どのような議論があり、どのような結論が出されて、現在に至っているのかという質問への回答にもなるが、平成 19 年から 20 年にかけて行われた議会改革検討協議会で、議案提出日を可能な限り早めることを検討するよう要望するという項目がある。合意をしているが、条件として代表質問制の導入による会期の前倒しを考慮して調整するとされている。代表質問が先に導入されたが、議案関係書類の配付については告示日ということで、この当時から現状では変わっておらず、地方自治法の規定や、庁内スケジュール等から実現が難しかったということが推測される。

【中村委員長】 市側に早めることができるか否かを聞くことは可能か。

【事務局次長】 本来議案が機能するのは本会議初日の上程後である。任意の資料であれば可能性はあると思うが、早めるのであれば、会期日程等の検討という話などにもつながると思う。

【中村委員長】 技術的な難しさに加え、会期制を取っている市議会においては、議案関係資料を会期よりも早く出すというのは難しいということであるか。

【事務局次長】 そのように表現することもできると思う。

【山田副委員長】 より早期に配付されるに越したことはないというのは共通の認識であると思う。現在の分割付託で、各議員がその内容を勉強する中では、それほど不自由は感じていない。これが予算決算委員会として全てを見ていかななくてはならなくなった場合、時間的なこと、現実的なことを考えると、全議員が予算委員、決算委員として発言可能な委員会ができるかという、難しいと思う。会派の中で、今回の予算決算委員会ではどこに焦点を当てるかについて意見を持ち寄って考えていく中では現在の期間では足りないのではないかということもある。他自治体での予算決算審査の方法についてのメリット、デメリットの検証をする中で、会期日程の組み方などについても協議していくのがよいのではないか。現状で協議をしても余り進展がないと思う。

【中村委員長】 前期は本会議初日の翌日から委員会を行っている時期があったが、委員会審査を初日の翌々日からとし、1日勉強する時間がふえた。

【事務局次長】 平成 23 年からの会期の変更の経緯であるが、初めは本会議

翌日の休会日を廃止して委員会を本会議初日の翌日からに早め、最終日前日の休会日を廃止した。その後、委員会準備に時間がないということから、本会議初日翌日の休会日を復活させた。さらに、予算決算審査の後に討論をまとめる時間がないことから、市側と調整し、一般質問終了後、最終日までに1日間の休会日を設けることとした。結果として会期は2日間延びている。

【中村委員長】 総意として、配付が早いことに越したことはないが、現実問題として、現状より早めることは難しい。より準備をして議案審査に臨みたいということであれば、議会の日程を調整することとあわせて検討するというので、当面は現状のとおりとすることですか。

【小田委員】 早期配付を求める姿勢は維持していくということですか。

【中村委員長】 早期配付を求めることに異論がある委員はいないと思う。

【小田委員】 先ほど山田副委員長から現状でも不自由はないという意見があった。

【山田副委員長】 不自由はないが、早期配付に対しての異論はない。

【赤嶺委員】 作成しているのは議会ではない。できる限り早期配付を求めるという立場でいたほうがよいと思う。

【中村委員長】 現状どおり、議会としてはできる限りの早期配付を求めていく。それとあわせて、会期の組み方等についても今後、必要に応じて検討していくということですか。

## 全 員 了 承

【中村委員長】 以上で日程1の協議事項について終了する。

## 2 その他

【中村委員長】 皆さんからなければ、事務局から何かあるか。

【議事担当係長】 次回、第10回の本委員会の日程については、7月27日（水）午後2時からである。協議事項は、協議一覧表の5ページの2段目、明るいまらい大和提案の、番号34、「委員会自由質疑の継続・審査時間は従来通り」と、自民党・新政クラブ提案の、番号35、「各委員の質問に「持ち時間制」を導入」と、番号36、「「持ち時間」は同じ会派の委員間では融通できる」と、番号37、「質問者の順番は予め決めておく（傍聴者やインターネット視聴者の利便性のため）」と、番号38、「委員外議員の発言の禁止（委員外議員の質問は本会議で行う）」と、番号39、「議案の説明（予算・決算を含む）は、本会議で行い、委員会では行わない。即審査に入る」と、番号40、「質疑・討論の「持ち時間制」を導入」と、日本共産党提案の番号41、「「言論の府」らしく、議員の質問、審議の時間は十分確保すること」、以上8項目のご協議をお願いしたい。

【中村委員長】 次回、7月27日（水）の第10回での協議事項は、事務局の説明のとおりであるが、各会派内で次回までに意見をまとめてきていただ

くために、提案会派から協議事項の説明をお願いしたい。まず、明るいみらい大和提案の、番号 34、「委員会自由質疑の継続・審査時間は従来通り」について説明願う。

【赤嶺委員】 これまでも審査時間や方法、委員外議員の質問等について議論してきた。本協議事項は、通告制等のルールにのっとして質疑を行うのではなく、従来どおり自由質疑を行うことや、委員会審査をしっかりと行うため、ある程度の時間延長はやむを得ず、より時間をかけてしっかりとした審査を行うことが重要ということについてである。

【中村委員長】 番号 35 から番号 40 はインターネット中継の実施を前提としている。委員会のインターネット中継を行うためには、時間がある程度わかる形でないといけない。番号 35、「各委員の質問に「持ち時間制」を導入」は、既に他の議会でも導入されており、質疑答弁含めての時間である。また、自分の時間が決まっていることで、各議員が委員会審査全体の時間を気にせずに質問できるということである。番号 36、「「持ち時間」は同じ会派の委員間では融通できる」は、会派の議員の中に持ち時間が短くても構わない議員がいた場合、時間を融通できるようにするということである。番号 37、「質問者の順番は予め決めておく（傍聴者やインターネット視聴者の利便性のため）」は、見る人の利便性を考えての提案である。番号 38、「委員外議員の発言の禁止（委員外議員の質問は本会議で行う）」は、綾瀬市などが実施している。番号 39、「議案の説明（予算・決算を含む）は、本会議で行い、委員会では行わない。即審査に入る」は、審査の時間に影響を与えずに委員会の時間を短縮できる提案である。番号 40、「質疑・討論の「持ち時間制」を導入」は、現在質疑、討論は持ち時間がないが、持ち時間を導入することで、委員会の時間を計ることができる。持ち時間の中でしっかりと議論をすれば、決して審査が薄くなることはないと思う。続いて、日本共産党提案の番号 41、「「言論の府」らしく、議員の質問、審議の時間は十分確保すること」について説明願う。

【高久委員】 議員の審議時間の確保は大前提であると思う。質疑等を委員会で行うべきか、本会議で行うべきかなど、しっかり検討したほうがよいと思う。

【中村委員長】 説明は以上である。各会派で意見をまとめていただき、次回、7月27日の会議に出席願いたい。ほかになければ事務局から何かあるか。

【議事担当係長】 平成 27 年 12 月 25 日の本委員会、合意された、スマホやタブレット端末での会議録検索システムの利用について報告する。本件は 2 月 18 日の代表者会に送られ、その結論としては、事務局が業者と調整し、調整が終了次第実施することとされ、調整を続けてきた。業者との調整が終わり、システム整備も完了したため、7月1日よりスマホやタブレット端末での会議録検索システムの利用が可能となる。

【中村委員長】 確認である。本日の協議事項 1 つ目、予算決算委員会の設置については、今後、予算決算委員会の必要性に応じて検討する。その方法



は、予算決算委員会の必要性を感じた会派が内容をまとめて、議会運営委員会に提出し、議会運営委員会で協議を行うことで合意されている。

また、提案であるが、他市の事例を見たり、他市の議員と意見交換をする機会があれば、より視野を広げた形で議会改革ができると考えるので、検討して欲しい。そして、市民からの意見であるが、本委員会の市民への報告を行っていないため、以前議会基本条例を策定した際に議会基本条例検討協議会が主催をして行った市民への報告会、意見交換会のようなものを本委員会でも行ってほしいということであるので、検討願いたい。

【小田委員】 確認である。スマホやタブレット端末での会議録検索システムの利用とは、ネット中継でなく、会議録検索システムのことでよいか。

【議事担当係長】 そのとおりである。

【中村委員長】 ほかになければ以上で終了する。

午後 3 時 01 分 閉会